シェアリングレター

－「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています －

＜編集発行＞
公認会計士
税理士 林光行事務所
〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
1－13 サンセットヒル
ＴＥＬ ０６（６７７２）７７７０
ＦＡＸ ０６（６７７２）７７４０
http://www.share.gr.jp/

第４３号　　２０１１年１０月

本当のことを学びたい

所長　林光行

かつては所得に対する最高税率が随分と高く、松下幸之助さんは、一時90%を超える税金(！)を払っていたそうです。いかに高額所得者とは言え、酷な気がします。今では消費税の導入等で所得課税は低減し、最高税率は所得税が40%、住民税が10%で合計50%、課税所得６百万円で平均税率は約23%、同じく２千万円では約36%、２億円で約49%となっています。

厚生労働省の平成22年国民生活基礎調査によると、最も世帯数の多い所得層は年間200～300万円の層。年所得の中央値は438万円ですが、高額所得者が平均を押し上げて、平均所得は約550万円。年２千万円以上所得の世帯数は、僅か1.2%です。年間数億円、というと更に限られた層になります。

では、年間数億円という高額所得層の平均税率は、一体どれ位でしょうか。実は、年数億円という所得の多くは上場株式の配当や売却益によるもので、その税率は10%。給与等で数億円を稼ぐ人は少なく、結果として平均税率は低くなって、そのような高額所得層の平均税率は20%に満たないと言われます。このような制度に、公平性があると言えるのでしょうか。

アメリカも同様の状況のようです。投資家のバフェット氏は、氏の税率が17%で従業員平均の36%より低いことに異議を唱えており、オバマ政権は高額所得層に対して最低税率を設ける「バフェット・ルール」を提案しています。もちろん、反対論も多いようです。

さて、本来はどのような政策・制度が望ましいのか。

そのことを明確にするためには、事実がどうなのかをまず知る必要があります。左の例では、配当等の所得に対して勤労所得並みの高い課税を適用した場合に予想される税収増加額を知ること等が必要です(現在、そのような推計は明らかにされていません)。

更に、配当に対する勤労所得並み課税それ自体は社会的公正に適うとしても、それが「貯蓄から投資へ」という経済政策に逆行するとした場合、どのような選択がなされるべきなのでしょうか。それは公共経済学の問題であり、更には人間観、世界観の問題です。

「公平な課税制度」ひとつを判断するにも、事実を見極める力、深い人間観、世界観が必要です。しかも、他人任せという訳には行きません。より良く生きるため、多くのことを学びつづけたいと思います。

～ CONTENTS ～

○ 交流　第36回　大阪府社会福祉協議会 ・・・・・・・・ ２
○ 経営倶楽部 第72回「原発を考える」・・・・・・・・・・ ４
○ 放射線と放射能 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
○ 電気料金を考える ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
○ 税制改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
○ 税制トピックス～個人の寄附金税制について ・・ １０
○ ヘルメット相談会～給与計算と年末調整 ・・・・・・ １１
○ 公益法人の新しい会計の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
○ 新しい社会福祉法人の会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３
○ ひとｲﾝﾀﾋﾞｭｰ「Ｋ２ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙの若者支援」・・・・・ １４
○ 大阪都構想を読む ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６
○ 寄稿～福島原発事故 政府・東電統合対策本部ﾚﾎﾟｰﾄ・ １７
○ 寄稿～私のボランティア体験 ・・・・・・・・・・・・・・・・ １８
○ 読者のお便り～いま 思うこと 伝えたいこと ・・ ２０
○ 第17回ＫＳ経営研究会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２２
○ ＡＮＡセミナーの感想とご案内 ・・・・・・・・・・・・・・ ２３

１０月 －４月 の 税 務

10月11日	９月分源泉所得税の納付(以降毎月10日)
10月31日	８月決算法人の確定申告期限
11月30日	９月決算法人の確定申告期限
１月４日	10月決算法人の確定申告期限
10日	12月分及び年２回払の源泉所得税の納付
20日	納期及び納期限特例の源泉所得税の納付
31日	11月決算法人の確定申告期限
	支払調書・法定調書合計表の提出期限
	給与支払報告書の提出期限(各市町村)
	償却資産税の申告期限(各市町村)
２月29日	12月決算法人の確定申告期限
３月15日	平成23年分所得税、贈与税の確定申告期限
４月２日	１月決算法人の確定申告期限
	平成23年分個人消費税等の確定申告期限

第36回 交流

ふれあいネットワーク
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

今回の交流は、大阪府社会福祉協議会(以下、府社協)の会長の梶本徳彦様と事務局長の青木美知子様を訪問しました。
梶本様は大阪府副知事を務められた後に府社協に来られ、青木様は大学で社会福祉を勉強され、府社協に入職以来社会福祉一筋４０年というスペシャリストでいらっしゃいます。

（中小企業診断士　前田　有太可 ）

＊＊＊

このような自社ビルを建設したことは、全国初の試みでした。以降、ここを拠点に様々な民間福祉活動を総合的に展開できるようになりました。ほかには、施設と地域と民生委員の協力体制ができていること、ボランティアが府内で10万人存在すること、そして大災害に立ち向かう支援体制ができていることですね。

― 平成７年１月１７日阪神大震災のときをボランティア元年と言われていますね。

府社協では、震災発生後３日目に救援対策本部を立ち上げ、私(青木)がボランティア派遣の責任者となりました。府社協は２ヶ月にわたってすべての業務を切り替えて、救援活動に取り組みました。２月末までの１ヶ月間に、延べ6000人を超える社協職員やボランティアを派遣しました。

― 今回の東日本大震災では？

阪神大震災の経験を生かし、全力をあげて支援に取り組みました。近畿地方は宮城県が担当となり、我々は現地でボランティアセンターの運営などにあたりました。今回でもほとんどの職員が現地に継続して支援に行き、被災地では『社協はこんなことまでしてもらえるのか』と歓迎とエールの声を頂き、社協職員としてはとてもやりがいになったと思います。

― 府社協が今注力されていることは何でしょうか？

「社会貢献事業」ですね。具体的には市町村社協ごとに、施設の地域貢献委員会を組織化することです。

― 「社会貢献事業」とはどんな事業ですか？

老人福祉施設に配置されているCSWと社会貢献支援員（注：府社協が雇用し配置）が、地域の関係機関と共に生活困窮者の方に寄り添い、生活について一緒に考え、必要な福祉サービスにつなげたり、必要に応じて現物給付による経済的援助などを行う事業です。

― 現物給付なんですね？

そう、お金をお渡しすると、違う用途に使われる方もいらっしゃいます。支援員は一緒に買い物まで行って、現物をお渡ししています。

― 社協として、アピールしたいことは？

どなたでも、社協に参加したり、一緒に活動できるということを知っていただきたいです。当事者として、ボランティアとして、また支援者や協力者として、様々な場面で関わって頂ける組織です。

例えば、元阪神タイガースの矢野選手から筋ジストロフィー患者のための基金を作りたいという申し出がありました。社協に早速事務局を設け、「39（サンキュー）矢野基金」を立ち上げました。こういった事業は一つの市町村だけのものではなく、また、いきなり全国では大変なので、まず大阪府でやりましょうということで、府社協でさせて頂きました。

― なるほど、そんなこともなさっておられるのですね。どなたかがこんな目的の「基金」を作りたいということがあれば、お手伝いをお願いできるのですね？

それはもちろん、喜んでさせていただきます。

― これからの府社協の役割や活動をどのようにお考えですか？

今の日本が少子高齢、人口減少社会となり、ますます貧困、病気、失業、災害などの問題が増えてきています。これまで大阪で福祉のまちづくりが進んでいるので、頑張っていけるという自信と誇りをもって、大阪を元気にしていきたいです。

それと自主財源の確保です。いま、府社協では経常経費運営資金の補助金がゼロになってしまいました。さらに先ほど申し上げた社会貢献事業についても補助が打ち切られましたので、本当に必要な事業に予算が確保できないと身動きが取れなくなってしまいます。対策として、例えば、クレジット会社と組んで、クレジットのポイントを社会福祉活動に寄附してもらうような仕組みを作るとか、頭を悩ませています。

林先生をはじめ多くの会計士、税理士の先生には日頃から、施設福祉部のほうで「社会福祉法人会計」の普及や研修、あるいは会計の透明性を高める「自主監査事業」、法人の自発的経営改善の取り組みを支援する「経営改善支援事業」について、大変お世話になっています。これからは社協には民間企業に負けない経営力が求められています。それらの体力づくり、職員のスキルアップなどが必要です。これからもお世話になりますが、どうかよろしくお願い致します。

社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会
〒542-0065　大阪市中央区中寺 1-1-54
TEL：06-6762-9471（代表）
http://www.osakafusyakyo.or.jp

経営倶楽部

第72回経営倶楽部　『原発を考える』　平成23年7月16日

～ 原子力に夢を見た私が原発に反対するわけ ～

京都大学原子炉実験所助教　小出裕章先生

小出裕章先生に講師をお引き受け頂いたのは東日本大震災の１０日後のこと。その時先生は「後日落ち着けばゆっくり打ち合わせできると思います」とのことでした。ところが、その後も落ち着くどころか一分一秒を争う日々の中、ご講演くださいました。
「今進行している福島の事故を思うと無念で胸が潰れる思いがします」と先生が語り始められました。先生の真剣で迫力のある話に、福島原発事故がまだ大変な状況にあることが感じられました。以下、先生のお話の一部をご紹介します。　（ 益田みどり・藤原良樹 ）

放射能とは？被曝とは？

人類で最初に放射線を発見したのはドイツの物理学者レントゲンです。1895年に陰極線管（テレビのブラウン管の一種）を研究している時に隣の部屋に発生している「正体不明の不思議な光」を発見し、これを「エックス線」と名付けました。キュリー夫妻をはじめとする優秀な科学者たちはこの光の正体を突き止めるための研究を始めます。しかし、当時、放射線や被曝を知らない彼らは、放射線物質をポケットに入れて研究し、そのまま家庭に持ち帰るというような生活を続けていたため、被曝による白血病等の病気で亡くなりました。このような歴史を経て、放射線に被曝すると、人体を構成している60兆個の細胞の一つ一つが持つ遺伝情報を切断し、遺伝子異常を引き起こしてしまうということがわかりました。

ＪＣＯ臨界事故と人体への影響

1999年９月30日に起こった茨城県東海村の核燃料加工工場で起こった「臨界事故」は被曝の恐ろしさを改めて知らしめた事故となりました。この事故は２人の作業員がステンレス製の入れ物でウラン溶液を流し込んでいるとき、突然ウラン溶液が臨界状態となり、作業をしていた二人は大量の放射線被曝をすることとなりました。その被曝量はそれぞれ18グレイと10グレイと推定（100％人が死ぬ被曝量は８グレイ）されました。病院に運び込まれた作業員の方は当初は皮膚が赤くなっている程度で元気そうでしたが、３週間の後に皮膚が焼きただれたようにぼろぼろになり、体の内部も再生不能になって悲惨な死を遂げました。その記録は「朽ちていった命～被曝治療83日間の記録」として新潮文庫から出版されています。

放射線が人体に与える影響としてBEIR（電離放射線の生物影響に関する委員会）が2005年に出した報告があります。この報告では、「被曝のリスクは低線量に至るまで直線的に存在し続け、しきい値はない。最小限の被曝であっても、人に対して危険を及ぼす可能性がある。」と結論付けています。つまり、どんなに低レベルの放射能であっても人にとっては、悪影響を及ぼす可能性があるということです。

福島第一原発の今と今後

平成23年３月11日に起きた地震と津波により、福島第一原発は全所停電（全ての電源が失われること）で原子炉を冷やすことができなくなったことから事故に至りました。当初、国や電力会社は非常用のディーゼル発電機があるから、発電所の全所停電は「絶対に起きない！」と豪語していたにも関らず、津波によってディーゼル発電機は呆気なく流されてしまいました。

事故が起きてすぐ、政府は周辺３キロの人たちに避難指示を出しましたがしばらくすると、10キロ、20キロ、30キロと避難指示の範囲は広がっていきました。しかし、汚染の範囲はそれ以上に広がり、50キロ離れた飯館村まで計画的避難区域となって全村離村の危機に陥りました。政府は１ミリシーベルト以上被爆してはならないという法令を撤廃し、20ミリシーベルト以下は安全と言い始めています。被害をチェルノブイリの基準に当てはめると面積で琵琶湖の２倍の土地を無人地帯にしなければなりません。避難している方々のうち、農業、酪農を営んでいた方々は土地と職を失い、子供を他の地域へ逃がした人は家庭が崩壊しています。こうした被害の大きさ、今後の大変さに多くの日本人はまだ気づいていないのではないでしょうか。

原子力に夢を見た私が原発に反対するわけ

「私はこれ(下記)を信じました」と先生。

> 原子力にかけた幻の夢
>
> さて原子力を潜在電力として考えると、まったくとてつもないものである。しかも石炭などの資源が今後、地球上から次第に少なくなっていくことを思えば、このエネルギーのもつ威力は人類生存に不可欠なものといってよいだろう。
>
> (中略)電気料は二千分の一になる。
>
> (中略)原子力発電には火力発電のように大工場を必要としない、大煙突も貯炭場もいらない。また毎日石炭を運びこみ、たきがらを捨てるための鉄道もトラックもいらない。密閉式のガスタービンが利用できれば、ボイラーの水すらいらないのである。もちろん山間へき地を選ぶこともない。ビルディングの地下室が発電所ということになる」
>
> (1955年12月31日、東京新聞)

そして私は私の人生をかけたのです。ところがこれは全くのウソだったのです。上記の「原子力にかけた夢」の後半（原子力発電には火力発電のように大工場を必要としない）は全く馬鹿げています。前半について検証してみましょう。80年前、石油はあと18年しかないと言われていました。しかし、現在も40年～50年は続くと言われています。

「石油が無くなるから原子力に！」という宣伝に乗せられて原発を推進してきた。が、現実に石油はなくなっていません。このことはもっと事実というものをしっかり把握して、個人の生き方あるいは国家の進路を決めなければならないということを教えてくれます。

今、石油よりずっと多いのが石炭。次が天然ガス。天然ガスは800年分ある。一方、原発の燃料であるウランの埋蔵量は石油の数分の一、石炭や天然ガスと比較すると数十分の一しかない資源です。コストについても原子力は最も高い発電方法です。

つまり、人々が原子力にかけた夢は幻であり、こんなものに国の未来をかけたのは間違いだったのです。

ー後半はグループディスカッション。そして、参加者からの沢山の質問に、丁寧にご回答いただき、原発阻止にかける先生の思いが伝わってきました。以下は質問と回答の抜粋です。

Q:放射能汚染した農産物等の取り扱い

A:子供は放射能の感受性が強い。そのため、大人と同様に考えてはいけない。大人はここまで原子力を許してきた責任があり、結果としての犠牲は引き受けなければならない。一方で子供たちにはその責任はない。しかし、子供たちを守るために何ができるのか？どうしていいか私にはわかりません。

一方で、福島の一次産業を守る必要もある。東電に買い取らせても捨てるだけだ。これまで農業や酪農を営んできた方々が捨てるとわかっている農作物を作れるのか、牛を育てられるか、私ならできない。仕事には誇りが必要です。社会の中で必要とされなければ仕事ができない。だから、汚染した農産物については大人が引き受ける（食べる）。賛同していただける方はご一緒していただきたい。そのためには、どの食べ物がどれだけ汚れているか正確に知ってランク付けし、60禁（60歳以下は禁止）、50禁、40禁を作る必要がある。そのランク付けを東京電力・国家にやらせたい。

Q:原発から出るゴミについて

A:原発で使用するウランを濃縮する作業の際に劣化ウランというゴミが出る。劣化ウランは劣化ウラン弾として戦争に使われ、人を傷つけています。

極めつけのゴミは使用済み核燃料です。今まで日本の原発は広島原爆の120万発分を生み出している。こうした過去のゴミは無害化できない。政府はゴミを埋め立てるといっているが埋め立て後も100万年じっと置かなければならない。これは正気の沙汰とは思えない。後の世代に押し付けていくだけです。即刻発電所を廃絶しても何も困らないのだから原発は廃絶したい。

Q:日本は原発をどうすべきか

A:正直なところ途方にくれます。原発は機械であり、どんなものでも壊れる。また、動かしているのは人間。人間は間違いを犯す。原発が事故を起こさないなんて絶対にいえない。また、事故を起こした際の被害がとてつもなく酷すぎる。こんなものは到底許すべきではないし、本質的に選択すべきものではない。一刻も早く原子力から足を洗う選択をするべきです。

ご参加頂いた皆様のご感想

◆　小出先生の熱意や原発の阻止の使命感等を肌で感じることができ、本を読むだけでは得られないものが多くあるとわかった　◆　食品や一次産業を守る、60禁の話が衝撃でした。責任はとらなくてはならないですね。

フォローアップ経営倶楽部
放射線と放射能

原発の本質にせまる知的な「あなた」にお届けします。

（ 公認会計士 塩尻隆夫・杉浦勇人 ）

＞ ちょっと聞いてよ ＜

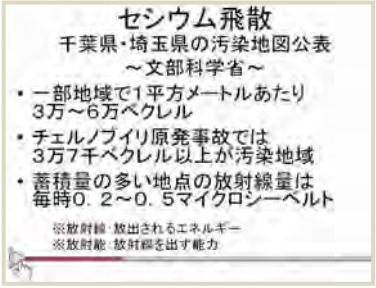

★ 塩尻（以下塩と記す）：このニュースを見てくれる？

◎ キャスター：文部科学省は９月 29 日、航空機を使い測定した放射性セシウムの蓄積量について千葉県と埼玉県の汚染地図を公表しました。半減期が 30 年のセシウム 137 の蓄積量は、両県とも多くの地点で１平方メートルあたり１万ベクレル以下だったものの、中には３万～６万ベクレルを示し、チェルノブイリ原発事故で汚染地域とされた３万７千ベクレルを超える地点がありました。なお、強制避難の基準となる 55 万ベクレル以上の地点はなかったということです。また、放射線量も多くの地点で毎時 0.1 マイクロシーベルト（１マイクロシーベルトは１シーベルトの 100 万分の１）以下だったものの、蓄積量の多い地点では 0.2～0.5 マイクロシーベルトを示していました。

＞ 要は ようわからん？ ＜

✔ ハヤト（以下ハと記す）： 私事ですが、関東に親類がおりまして、どういうことなのか大変気になります。

★ 塩： それがね、様々な単位や数字が登場して訳がわからなくて、深刻度合いが伝わってこないんだ。物理学者になりたい訳でもないので、単位の定義・意味を詳しく知りたいとも思わない。要は危ないか、危なくないか判断したいんだ。原発事故そのものは、レベル５やレベル７と表現されていたので深刻さが伝わってきたんだが。

✔ ハ： 先日経営倶楽部にてご講演頂きました京都大学原子炉実験所助教の小出裕章先生（詳細は本シェアリングレター４ページ参照）によれば「安全な被曝（人体に影響のない被曝）は存在しない」とおっしゃっていますので、被曝の危険度を分類できないかと。

＞ これだけ聞いて！ ＜

◇ 検索の達人（以下達人と記す）：放射線による「人体」への影響度合いを表す単位をシーベルト、放射線が「もの」にあたった時にどのくらいのエネルギーを与えたかを表す単位をグレイ、放射性物質が放射線を出す「能力」を表す単位をベクレルという。

✔ ハ： それに、ネット検索すると「放射性物質にはさまざまな種類があり、放射性物質によって放出される放射線の種類やエネルギーの大きさが異なるため、人体が受ける影響は異なる。放射線が人体に与える影響は放射性物質の放射能量（ベクレル）の大小を比較するのではなく、放射線の種類やエネルギーの大きさ、放射線を受ける身体の部位なども考慮した数値（シーベルト）で比較する必要がある。」とありました。

★ 塩：するとシーベルトの数字の大小が大事なんだ。

◇ 達人： いや、いや。時間の経過とともに蓄積することへの考慮が必要で、時間軸をそろえて時間あたりいくらなのかという見方で比較しないと。そこで「シーベルト毎時」という単位が意味を持つんだ。

＞ そうだったのか ＜

★ 塩： では、グレイとベクレルは知らなくてもいい？

◇ 達人： たくさん被曝すると死んだり、急性の障害が現れたりするが、その際にはグレイの値が目安になる。また、グレイの値を測定してからシーベルトの値へ換算する意味がある。具体的には、人間の体全体あるいは各臓器等を「もの」と考えて放射線から受けたエネルギー量を求め（グレイの値）、更に人間への影響として数値化するために、受けた放射線の種類や体の部位を考えてシーベルトの値を計算している。

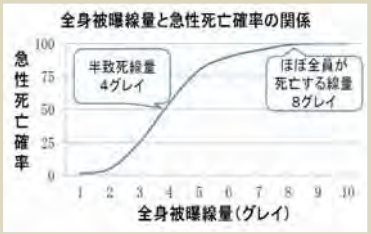

✔ ハ： そして、外部被曝だけを想定するのは不十分で、食品などを通じて体内に取り込む内部被曝も想定しないといけません。食品や水や土壌の「ベクレル表示の放射線検知器」があるのもそんなことかと。

★ 塩： 加えて被曝経路も単純ではないから複数の測定値が必要で、冒頭の報道のような表現になったんだ。

✔ ハ： 人々の誤解やよくわからないことが風評被害に影響しているのかも知れません。人々が判断するのに使える物差しとしての格付や分類が欲しいですね。

電気料金を考える

電気料金の計算は、どうなっているのか。そして、どのようにすれば節電ができるのかを考えました。

林事務所の節電実験

この夏、林事務所では電気代節約(所長の林によると、「節電」ではなく、電気代の節約なのだそうです)に取り組みました。林事務所が所在するサンセットヒルの電気代は、基本料金と電力量料金の合計ですが、注目したのは基本料金。

基本料金は、過去１年間の30分刻みの時間帯の使用電力の最大値(**最大需要電力値＝デマンド値＝契約電力**)で決まります。下表は、サンセットヒルの電気使用量の実績値の推移です。平成22年８月が過去１年で最もデマンド値が高かったので、今年の６月になっても月々36kW分の基本料金が請求されます。９月になると、やっと33kW分に下がります。一番暑いときの使用量が問題になります。そこで、「ピーク・カット」を目指して、次のような節電に取り組みました。ネライはあくまで「電気代の節約！」です。結果は、次のとおりです。

＜過去の使用実績＞

年月	最大需要電力(kW)	使用量(kWh)
H23年６月	１３	５，２１０
H23年５月	１８	５，１８０
H23年４月	２５	７，０７９
H23年３月	２７	７，２４８
H23年２月	２８	７，６７４
H23年１月	２７	６，７５９
H22年12月	２０	５，９９８
H22年11月	１８	５，２９８
H22年10月	２７	５，８１４
H22年９月	３３	９，１０６
H22年８月	★３６	７，４８９
H22年７月	２２	５，９１９

≪具体的な取り組み≫
節電期間　７・８・９月　12時～16時
○　エレベーター乗降　→　５・６・８階のみを使用
○　各ホールの照明　→　OFF
○　エアコン節電モード　→　室温設定28℃

＜「節電」の効果＞

年月	実績最大需要電力(kW)	使用量(kWh)	契約電力(kW)	
				←契約電力が基本料計算の元になる
H23年９月	２６	７，６３４	２８	←23年２月分を適用
H23年８月	２５	６，５７９	３３	←22年９月分を適用
H23年７月	２３	５，６８２	３６	←22年８月分を適用

この９月からは、節電効果テキメン。昨年と同じなら36kWで計算された基本料金が28kWでの計算となり、８kW減少しました。基本料金単価は1,685.25円／kWですから、これだけで当分の間、毎月約13,482円の節約です。毎月の使用料も減りますので一石二鳥です。

皆様も試みられてはいかがでしょうか。(林　竜弘)

総括原価方式

何故、**最大需要電力値（デマンド値）**を基に基本料金を計算するのかは、電気は蓄電できないため、年間の最大需要量に合わせた供給設備が必要で、その固定的費用に対応したコストを公平に負担するためです。

さて、電気料金算定の基となる総原価は「総括原価方式」で計算され、「営業費＋報酬（＝利潤）」です。

まず営業費は、１年間にかかる人件費、燃料費、修繕費、使用済燃料再処理費、減価償却費などに税金を加えた見込み費用です。これについて政府の経営・財務調査委員会は、東電の見込み額が過去10年間で計約６千億円、実績より高かったと報告しています。

統括原価方式の算定式

電力料金収入(原価等)＝
営業費＋報酬(＝利潤)
・営業費＝人件費＋燃料費
＋使用済燃料再処理費
＋修繕費＋減価償却費etc
・報酬＝レートベース(事業資産)
×報酬率＝利潤率※
※現在約３％

※電気事業法 第19条第1項および一般電気事業供給約款料金算定規則によって規定

ちなみに厚生労働省の月間現金給与額の22年分平均によると、電気・ガス業の月額平均給与は580,116円で、２位の金融・保険業の478,494円より月10万円以上も多く、パート社員が圧倒的に少ないからとはいえ、全産業平均の317,321円を大きく引き離しています。また、広告費は東電だけで年２千億円とも言われています。これらが営業費に入っているのです。

次に報酬は「レートベース×報酬率」であり、レートベースには、固定資産の帳簿価額のほか使用済核燃料や原子力関連株式投資も含まれています。こうした資産が増えれば増えるほど利潤が上がる仕組みになっています。１基で数千億円という原子力発電所が最も利益を生むことになるのです。

報酬率は国債等公社債の利回りや一般電気事業者の有利子負債に係る利子率を基に決められます。必要資金調達金利相当分と考えることができます。当初(1960年)８％だったのが段階的に下げられ、現在は電力会社平均3.05％だそうです。そして、レートベースにこの報酬率をかけたものが 報酬(利潤)です。

上記を認可するのは経済産業省であり、利益は保証され、かつ資産が大きいほど利益が増える仕組み。そしてこれら全ては電気料金として自動的に徴収されるのです。私たちの毎月の電気代が原子力発電を支えていると言っても過言ではありません。（林　幸）

税制改正

平成23年度税制改正は、例年とは異なり、国会のねじれ現象に加え、平成23年３月11日に発生した東日本大震災の影響により大きく見直されました。当初の改正の目玉であった法人税率の引き下げ案や所得税と相続税の増税案、贈与税の減税案等が見送られました。今回は、目新しい改正がありませんが、６月30日から施行されることになった主な改正項目についてご紹介します。　（ 丸山　晃希 ）

◆ ◇ ◆ ◇ ◆ 個人所得課税 ◇ ◆ ◇ ◆ ◇

❒ 年金所得者の申告不要制度の創設

平成23年分以後の所得税について、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつその年金以外の他の所得金額が20万円以下の人については、確定申告が不要になります。また、平成25年１月１日以後に支払われる公的年金等の源泉徴収税額の計算で、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦（寡夫）控除が追加されます。

❒ 証券優遇税制の延長

上場株式等の配当等および譲渡所得等に係る10%の軽減税率（原則は20%）の適用期限が、平成25年12月31日まで２年間延長されます。

❒ 電子申告に対する所得税額の特別控除の延長

税額控除の適用期限が２年延長されました。平成22年分までは税額控除が５千円でしたが、平成23年分は４千円に、平成24年分は３千円になります。

◆ ◇ ◆ ◇ ◆ 法人課税 ◇ ◆ ◇ ◆ ◇

❒ 中小企業者の軽減税率18%の適用期限１年延長

中小企業者等の軽減税率について、適用期限が１年延長され、平成24年３月31日までとされました。

❒ 仮決算による法人税の中間申告制度の見直し

次の場合、仮決算による中間申告ができません。

①「前事業年度の確定法人税額×６/12」の金額が10万円以下である場合

②仮決算による中間納付税額が「前事業年度の確定法人税額×６/12」を超える場合

平成23年４月１日以後に開始する事業年度について適用されます。

❒ 雇用促進税制の創設

雇用の維持・増加を図り、成長企業を支援するために次の３点を満たせば、１人当たり20万円の税額控除ができる制度が創設されました。

①１年間に雇用保険の一般被保険者が10%以上増加かつ２人以上（大企業は５人以上）雇用すること。

②前期及び当期に、事業主都合の離職者がいないこと。

③給与支払総額を前期よりも増やすこと。

なお、雇用促進計画を事業年度開始後２ヶ月以内に、ハローワークに提出する必要があります。適用期間は、平成23年４月１日から平成26年３月31日までです。

❒ 環境関連投資促進税制の創設

エネルギー安定供給の確保と低炭素成長社会の実現を目指し、中小企業者等が、エネルギー起源CO_2排出削減又は再生可能エネルギーの導入拡大に効果が見込まれる設備等を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は７%の税額控除ができる制度が創設されました（大企業は特別償却のみ）。適用期間は、平成23年６月30日から平成26年３月31日までです。

◆ ◇ ◆ ◇ ◆ 資産課税 ◇ ◆ ◇ ◆ ◇

❒ 住宅取得等資金贈与の非課税対象に新規追加

平成23年１月１日から平成23年12月31日の間に、直系の父母・祖父母から住宅を取得するための資金を贈与された場合の贈与税の非課税対象について、非課税となる住宅取得等資金の範囲が「先行して土地等を取得するための資金」まで拡大されました。

❒ 相続税の連帯納付義務制度の整備

①連帯納付義務者に納付通知書の郵送

相続人は連帯して相続税を納める義務を負います。本来の納税義務者が延納や物納を申請し、他の相続人に連帯納付義務が課される可能性が高い場合は、税務署長から連帯納付義務を負う他の相続人へ納付通知書が出されることになりました。平成23年６月30日以後に納期限が到来する相続税について適用されます。

②延滞税が利子税へ軽減

他の相続人が相続税を負担した時の延滞税は、上記の納付通知書が通知されてから一定期間内に相続税を納付する場合、延滞税14.6%に代えて利子税4.3%へ軽減されます。平成23年４月１日以後の期間に対応する延滞税について適用されます。

◆ ◇ ◆ ◇ ◆ 消 費 課 税 ◇ ◆ ◇ ◆ ◇

❒ 消費税免税事業者の適用要件の厳格化

従来、基準期間(法人は前々期、個人は前々年が基準期間です)の課税売上高が１千万円以下であれば、消費税の納税義務は免除されてきましたが、２期前の課税売上高の多寡で、納税義務の有無を判断する仕方では、過度に納税義務が免除されるケースもみられました。このような弊害を抑制する観点から、免税事業者の要件の見直しが行われました。

改正により、基準期間の課税売上高が１千万円以下であっても、前期の上半期(個人は1/1～6/30)の課税売上高(なお、給与等の支払総額が１千万円以下の場合は免税事業者に該当します)が、１千万円を超える場合には課税事業者に該当することになります(下図参照)。平成25年１月１日以後に開始する事業年度について適用されます。

≪H25 年分の個人事業者の場合の具体例≫

◇改正前　前々年(H23 年)の課税売上高が１千万円以下のため、H25 年度は免税事業者になります。

◇改正後　前々年(H23 年)の課税売上高は１千万円以下ですが、H24 年 1/1～6/30 の課税売上高が１千万円を越えているため、H25 年は課税事業者になります。

1/1 H23 年 1/1　　H24 年　　1/1　H25 年

前々年売上 800 万円	売上 2,000 万円		課税事業者に該当
	1/1～6/30 売上 1,100 万円	7/1～12/31 売上 900 万円	

❒ 仕入税額控除制度の「95%ルール」の見直し

従来、課税売上割合が 95%以上の場合、課税仕入に係る消費税額を全額控除できました。本来であれば、受取利息や社宅家賃のような非課税売上に対応する部分について税額控除は認められないのですが、事務負担を考慮して全額控除が認められてきました。今回の改正で、課税売上割合が 95%以上であっても、その課税期間の課税売上高が５億円超となる個人及び法人は全額控除できず、個別対応方式又は一括比例配分方式のどちらかを選択して仕入控除税額を計算することになります。この場合、課税仕入に係る消費税額を①課税売上のみに対応するもの②非課税売上のみに対応するもの③課税・非課税売上に共通して対応するものの３つに区分しなければならず、事務負担が増大します。今後は、３区分の適正な処理と課税売上割合の正確な算定をする必要があり、早めの対応が望まれます。

≪個別対応方式を採用した場合の計算方法≫

例えば、課税売上割合が 96%で、課税仕入高 100 億円(うち 80 億円が課税売上高のみ対応分、20 億円は課税売上高及び非課税売上高共通対応分)の法人では、どうなるのでしょうか？

◇改正前　課税税売上割合が 95%以上のため、100 億円×５%＝５千万円の仕入税額控除の適用が認められました。

◇改正後　課税売上のみに対応するもの 80 億円×５%＝４億円については全額控除されます。しかし、共通対応分の 20 億円×５%＝１億円のうち、１億円×96%＝９千６百万円は仕入税額控除の適用がありますが、１億円-９千６百万円＝４百万円は仕入税額控除の対象外となり、納付税額は４百万円の増税となります。

個々に状況は異なりますが、大企業では何億円もの増税となる可能性があり、資金繰りに注意が必要です。平成 24 年４月１日以後に開始する課税期間から適用されます。

❒ 仕入税額控除に関する明細書について

任意提出だった還付申告時の「仕入税額控除に関する明細書」の添付が義務づけられました。平成 24 年４月１日以後に提出する還付申告書に適用されます。

❒ 見送られた法案とは？

当初の改正案は必要最低限のものが施行され、その他の改正案は国会で存置されました。(下記参照)

≪見送られた法案≫

[法人課税]
- 法人税率30%から25.5%への引下げ
- 中小企業者等の軽減税率18%から15%への引下げ
- 減価償却資産の定率法償却率の見直し
  (定額法の償却率の2.5倍から2.0倍への縮小)
- 青色欠損金の繰越控除期間の延長(7年から9年)

[個人所得課税]
- 年収1,500万円以上の給与所得控除は
  一律245万円に改定
- 2,000万円超の役員給与等の控除額の縮減
- 23歳以上70歳未満の成年扶養控除の縮減

[資産課税]
- 相続税を計算する際の基礎控除の縮減
- 相続税の最高税率50%から55%へ引き上げ
- 相続時精算課税制度の受贈者に20歳以上の孫追加
  贈与者年齢を60歳以上に引き下げ
- 贈与税の税率区分の見直し

税制トピックス
～個人の寄附金税制について～

個人が支出した寄附金が国又は地方公共団体に対する寄附金や財務大臣が指定するものなど一定のものであるときは「特定寄附金」に該当し、確定申告をすることで寄附金控除（所得控除）を受けることができます。今回の税制改正により認定ＮＰＯ法人寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除が創設され、寄附金控除に限らず、税額控除が選択できることになりました。また、認定ＮＰＯ法人の認定要件が緩和されました。

（小林　正恵）

❒所得税　～寄附金控除と税額控除の選択適用～

認定NPO法人及び一定の要件を満たす公益社団法人等に対する個人からの寄附の促進を図るために、税額控除制度が創設されました（認定NPO法人とは、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものをいいます）。平成23年分以降の所得税から、寄附金控除（所得控除）と税額控除のどちらかを選択適用できるようになりました。

寄附金控除額（所得控除）の計算

寄附金控除額＝特定寄附金の合計額（※）－２千円

（※）所得金額の 40%相当額が限度額

所得税額控除の計算

税額控除額（※）＝（認定 NPO 法人等への寄附金の額　－２千円）×40%

（※）所得税額の 25%相当額が限度額。
政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠になります。

❒住民税　～寄附金税額控除制度の拡充～

認定 NPO 法人以外の NPO 法人への寄附金であっても、都道府県又は市区町村が条例で個別に指定すれば、個人住民税の税額控除の対象となりました。所得税の控除対象ではないため、個人住民税の寄附金税額控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告とは別に市区町村への申告が必要となります。平成 23 年中に支出した寄附金から適用され、平成 24 年度分の個人住民税から控除されます。

住民税額控除額の計算

（寄附金（※１）－２千円）×10%（※２）

（※１）総所得金額等の 30%を限度

（※２）条例で指定する寄附金の場合、都道府県が指定したものは４%、市区町村が指定したものは６%、都道府県と市区町村双方が指定したものは 10%です。

❒認定NPO法人　～認定要件の緩和～

認定NPO法人の認定要件の一つであるパブリック・サポート・テスト要件が、従来は相対値基準で判定されて、認定を受けることを困難にしていました。今回の改正で下記の相対値基準・絶対値基準・条例個別指定基準のいずれかの基準を満たせば要件を満たすこととされました。平成23年６月30日以後の認定申請から適用されます。

◆パブリック・サポート・テストとは、NPO法人が広く一般から支持されている度合いを表す指標のことです。

パブリック・サポート・テスト要件判定基準	
相対値基準（従来と同じ）	実績判定期間内における、総収入に占める寄附の割合が５分の１以上であること
絶対値基準	実績判定期間において、年間3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上であること
条例個別指定基準	都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定した特定非営利活動法人であること

改正前と改正後の寄附金控除・税額控除の適用区分については下記の表を参考にしてください。

寄附金の区分		改正前			改正後		
		個人所得税		個人住民税（税額控除）	個人所得税		個人住民税（税額控除）
		寄附金控除	税額控除		寄附金控除	税額控除	
1. 国に対する寄附金		○	×	×	○	×	×
2. 地方公共団体に対する寄附金		○	×	○（ふるさと納税）	○	×	○（ふるさと納税）
3. 公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして指定したもの		○	×	○（※）↕ 都道府県・市区町村が条例で指定すれば○	○	○	○（※）↕ 都道府県・市区町村が条例で指定すれば○
4. 特定公益増進法人に対する寄附金		○	×		○	×	
5. 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭		○	×		○	×	
6. ＮＰＯ法人に対する寄附金	① 国税庁長官が認定したＮＰＯ法人	○	×		○	○	
	② ①以外のＮＰＯ法人	×	×	×	×	×	
7. 政党等に対する政治活動に関する寄附金		○	○	×	○	○	×

（※）住所地の共同募金会及び日本赤十字社支部に対する寄附金で、総務大臣が承認したもの等。

ヘルメット相談会

工事現場でﾍﾙﾒｯﾄをかぶった人達が相談し合っているｲﾒｰｼﾞで、現場のｽｷﾙｱｯﾌﾟを図るため実施しているｱｼｽﾀﾝﾄの自主勉強会です。

今回は、給与計算に慣れていない職員や、年末調整が初めての新人もいるため、**給与計算から年末調整までの一連の流れ**を勉強しました。給与計算は所得税だけではなく、社会保険の知識も求められます。混乱することがないように皆で確認し合いました。　（河崎千恵子）

❒ 給与計算問題にチャレンジ ❒

源泉徴収税額表＆健康保険・厚生年金保険の保険料額表＆電卓を手に問題を解いてみて、給与計算に慣れている職員も、「学生に戻った気分だ」とか、「宿題をする子供の気持ちがよく分かった」などの声が･･･。給与ソフトに頼るのではなく、実際に電卓を叩くことが、給与計算習得の近道ですね！

― 間違いやすかったポイント ―

☞扶養親族等の数に1人加えて源泉徴収税額を求める
　・本人が障害者や寡婦等
　・扶養親族が障害者（16歳未満の年少扶養親族含む）
☞給与収入103万円超の配偶者は、配偶者控除の対象とならない　※対象となるのは、合計所得金額が38万円以下の人（扶養親族の場合も同様）
☞非課税限度内の通勤手当は、課税対象にならない
☞雇用保険料は、通勤手当も含めて保険料を算出する
☞介護保険第２号被保険者は、40歳以上65歳未満40歳に達する（誕生日の前日が属する月から）と健康保険料に介護保険料を加算する

― 質 疑 応 答 ―

✿「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、16歳未満の年少扶養親族の記入がなぜ必要？
　⇒　16歳未満の人に対する扶養控除は廃止されましたが、個人住民税の非課税限度額を計算する際の扶養親族には含まれるため申告が必要となりました。
✿標準報酬月額って？
　⇒　健康保険・厚生年金の保険料の算定や保険給付額の決定の基礎となるものです。報酬とは、名称に関係なく労働の対価として支給されるもので、通勤手当も含まれます。通常４、５、６月の平均額を７月10日までに届出（算定基礎届）して、９月以降の標準報酬月額が決定されます。固定的賃金に変動がない限り翌年の８月まで適用されます。

❒ 通勤手当非課税限度額の上乗せ特例の廃止 ❒

通勤時にマイカーや自転車などの交通用具を使用し、かつ片道距離が15km以上の場合は特例として交通機関利用の場合の合理的な運賃相当額までは非課税とされていました。しかし平成24年１月１日以後に支給される通勤手当について、上乗せ特例が廃止されることになりました。非課税限度額を超えて通勤手当を支給する場合、その超える部分の全額が給与として課税対象となるため注意が必要です。

片道の通勤距離	非課税限度額
2km未満	全額課税
2km以上10km未満	4,100円
10km以上15km未満	6,500円
15km以上25km未満	11,300円
25km以上35km未満	16,100円
35km以上45km未満	20,900円
45km以上	24,500円

❒ 年末調整の留意点 ❒

✎16歳未満の人に対する扶養控除が廃止。
✎16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止。

変更後の区分	控除額
一般の控除対象扶養親族（16歳以上に限る）	38万円
特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	63万円

✎扶養控除等の判定は、12月31日の現況によりますが、死亡した人については死亡した日の現況によります。
✎配偶者特別控除は、所得者の合計所得金額が１千万円以下で、控除対象配偶者に該当しない配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満の場合に適用（控除額は38万円を限度として調整）されます。夫婦間で互いに受けることはできません。
✎住宅借入金等特別控除を受けようとする最初の年分は、確定申告により控除の適用を受けます。その後の年分については年末調整で控除を行うことができます。
✎医療費控除・雑損控除（災害・盗難等の損害）・寄附金控除等は年末調整ではなく、確定申告となります。
✎控除証明書（生命保険料・地震保険料・国民年金保険料等）が10月から届き始めます。大切に保管を！

平成23年度の年末調整は、人的控除に注意が必要だね！と皆で共通の認識を深め、勉強会が終了しました。

公益法人の新しい会計の特徴

公益法人会計の拠り所は「公益法人会計基準」です。昭和52年設定(昭和60年改正)の会計基準は、企業会計とは異なる特有なものでした。二十年後、国民が理解しやすい会計をめざして、平成16年に全面的改正、さらに平成20年に若干の改正が行われました。これらの改正で、企業会計にぐっと近づきました。しかし、やはり企業会計にはない独特な部分が残っています。今回は、そのいくつかをご紹介したいと思います。

（公認会計士・税理士　小幡　寛子）

Ⅰ　理事の責任は、企業経営者より重い！

公益法人の経営責任は、企業と同様に理事(経営者)にあります。一方、公益法人の利害関係者は、企業のそれとは比較にならないほど膨大です。公益法人は、税優遇を受け、また、各方面から寄附金・補助金を受けることも多いため、利害関係者は日本国民全体だからです。「理事の責任は、企業経営者より重い」のです。

国民が理解しやすい会計、国民が馴染んでいる会計、それは「企業会計」ということで、企業会計に近づけるため公益法人会計が改正されました。従来は、お金の出入りの計算(収支計算書)が中心だったのですが、企業と同じく損益計算中心の会計に変更されました。しかし、長年、収支計算に馴染んできた公益法人にとっては、なかなか頭の切り替えができないようです。

Ⅱ　事業別の損益は、丸裸！

正味財産増減計算書(企業の損益計算書)について、会計別・事業別の内訳表を作成します。大企業で作成している「セグメント会計」のようなものですが、それよりも詳細で、各事業の収益・費用の内容がすべて見えます。企業では、企業秘密として絶対に公表したくない部分です。しかし、公益法人は、利害関係者が国民ということで、隠せないのですね！

正味財産増減計算書の様式は、次のようなものです。

科　目	公益目的事業会計		収益事業等会計	法人会計	合計
	A事業	B事業	甲事業		
Ⅰ　一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
……					

Ⅲ　寄附者の意思を、大事にする会計！

寄附金や補助金を受けている公益法人も多いです。今回の改正は、寄附をする寄附者の意思によって、会計処理が異なるという画期的なものです。

正味財産(企業会計の「純資産」)は、「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分されます。そして、寄附者が、「基本財産として保持しなさい」「この事業に使用しなさい」などの意思表示をして寄附した場合、その受入寄附金(収益)は、指定正味財産を構成し、受入れた財産は、前者は「基本財産」、後者は「特定資産」として表示します。一例を示します。

① 基本財産との指定で寄附1,000を受入れ
② A事業に寄附1,000を受入れ、当期に200を使用
③ 甲事業で300の利益があり、手許現金100で什器備品を購入、残り200は預金に預け入れ

上記取引の結果、貸借対照表は、次のとおりです。

Ⅰ　資産の部		Ⅱ　負債の部	
1. 流動資産			0
預金	200	負債合計	0
2. 固定資産		Ⅲ　正味財産の部	
(1) 基本財産	1,000	1. 指定正味財産	1,800
(2) 特定資産		(うち基本財産への充当額)	(1,000)
A事業特定資産	800	(うち特定資産への充当額)	(800)
(3) その他固定資産		2. 一般正味財産	300
什器備品	100	正味財産合計	2,100
資産合計	2,100	負債及び正味財産合計	2,100

Ⅳ　財産を、大事にする会計！

貸借対照表の「固定資産」の区分が特徴的で、「基本財産」「特定資産」「その他固定資産」と３つに区分します。特に、財団法人は多額の財産を所有し、その果実で事業を行っている場合が多く、上記Ⅲの指定寄附金の他、指定がなく受入れた財産についても、法人自らが使途を特定して保有しているケースが多いです。「退職給付引当資産」、「〇〇周年事業積立資産」、「△△資産取得積立資産」などの特定資産を見かけます。このように、財産の使い道を大事にしています。

さて、お読みいただいて、いかがでしたか？　公益法人会計に、ちょっぴり親しみを感じていただけましたでしょうか？

新しい社会福祉法人の会計

平成23年7月27日、新たな社会福祉法人会計基準(以下、「新基準」)が制定されました。現行の社会福祉法人会計基準が平成12年3月に制定されてから、11年目の改正です。今回の改正では、事務の簡素化が主眼に掲げられていますが、上場会社並みの高度な会計処理(時価主義)が求められており、かなり複雑化している感は否めません。紙面の都合上、ポイントを絞って、解説させて頂きます。　（税理士　林　竜弘）

◇適用範囲の一元化

社会福祉法人が行う全ての事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)が適用対象とされます。法人全体での資産・負債等の状況を把握できるようにするため、法人で一本の会計単位とされました。

結果として、社会福祉法人全体の財務諸表(従来の「計算書類」)の作成が可能となりました。ただし、「事業区分」を設けて財務諸表の作成が求められます。

事業	現行基準の運用実態	新基準の範囲
障害福祉関係施設（就労、授産除く）	社会福祉法人会計基準	すべての事業に新会計基準を適用する
保育所		
その他児童福祉施設		
保護施設		
養護老人ホーム		
軽費老人ホーム		
特養等介護保険施設	指導指針又は会計基準	
就労支援事業	就労支援の事業の会計処理の基準	
授産施設	授産施設会計基準	
重症心身障害児施設	病院会計準則	
訪問看護ステーション	訪問看護会計・経理準則	
介護老人保健施設	介護老人保健施設会計・経理準則	
病院・診療所	病院会計準則	
公益事業	会計基準に準ずることができる	
収益事業	一般に公正妥当な企業会計の基準	

◇区分方法の変更

施設・事業所ごとの財務状況を明らかにするため、「拠点区分」を設けることとされました。また、施設・事業所内で実施する福祉サービスごとの収支を明らかにするため「サービス区分」が設けられました。

実務的には、「拠点区分」が予算管理の単位とされ、その設定がポイントになります。なお、「拠点区分」の設定詳細は、「運用指針(別紙１)」をご参照ください。

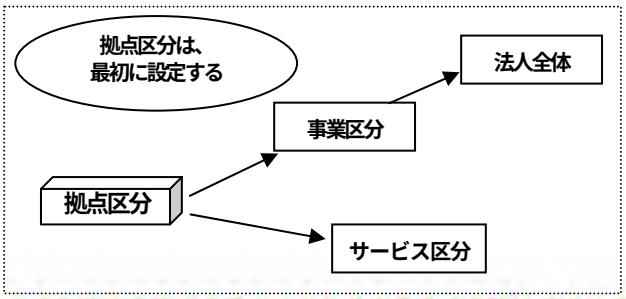

◇上場企業並みの会計基準の導入

財務情報の透明性を向上させるため、公益法人会計基準(H20 年４月)に採用された企業会計の手法が導入されました。内容は上場企業並みで、①１年基準(ワン・イヤー・ルール)、②金融商品の時価会計、③リース会計、④退職給付会計、⑤減損会計、⑥税効果会計、が採用され、一般企業との比較が容易になりました。

☆１年基準(ワン・イヤー・ルール)で変わるところ

従来の基準は、契約期間が１年を超えるかどうかで流動・固定の区分がなされていました。今回の改正では、期末日の翌日から１年以内に入金又は支払の期限が到来するかどうかで流動･固定の区分がなされます。

なお、１年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられたものは、支払資金の定義から除かれていますので、支払資金の基本的な理解は変わりません。

新基準の貸借対照表

☆新しい社会福祉法人会計基準の解説セミナーを開催します！

参加費：お一人様４千円（合格級別優待制度があります。）
時　間：13：30～15：30　セミナー
15：45～16：30　ブース別個別相談会
会　場：~~①大阪 10/ 7(金)~~ 満員御礼！ ②神戸 10/14(金)
③和歌山 11/17(木) ④京都 11/25(金) ⑤奈良 12/1(木)
問合せ：総合福祉研究会近畿会事務局（本井）TEL 06-6531-2239

ひと人ひと 「K2 インターナショナルの若者支援」

K2 International Group インターナショナルグループ

～グループ代表・金森克雄さん～

1988年ヨット航海事業を皮切りに2011年の現在に至るまで、共同生活を軸に不登校やひきこもりの青少年の自立を支える活動を、横浜の根岸にて展開されているＫ２インターナショナルグループ代表・金森克雄さんを白水崇真子さんと訪ねました。

白水さんは、Ａ’ワーク創造館時代から若者の就労支援活動に取り組んでおられます。

（詳細はHPをご参照ください。http://k2-inter.com/）　（税理士 林　幸）

―― ☀ “コテコテの大阪人” ☀ ――

Ｋ２インターナショナルグループ（以下、**K2**）代表の金森さんは、白水さん曰く“コテコテの大阪人”。でも、私の想像とは違って、お洒落で芸術家ぽくって、シャイで可愛い（失礼！）方でした。

大阪は玉造生まれで、正真正銘大阪生まれの大阪育ち。意外にも小さい頃はおとなしく、優等生だったとか。ところが高校で演劇に出会って、180度転回。大学卒業後も“演劇のついで”に食品関係の業界に就職し、結婚して順風満帆の生活をされていました。

―― ✎ ヨット関連会社の教育事業部へ ✎ ――

ところが1988年、お兄さんの誘いで横浜のヨット関連の会社の教育事業部責任者として就任。その会社がバブル景気に乗ってCSR事業として立ち上げたのは「不登校の子を元気にするプロジェクト」でミクロネシアの太平洋諸島、ポナペなどを回るヨット航海事業。

―― ✾ ヨット航海事業を独立・継続 ✾ ――

子ども達が真っ黒に日焼けして見違えるほど元気になる。親は「あんなに暗かった子が…」と大喜び。そして感謝される。その生活にすっかりはまった1991年、バブル崩壊とともに事業は終了。生徒や親御さんたちの強い希望もあって事業を引き継がれたそうです。以後ヨット航海23回。カナダやオーストラリア、特に南太平洋の島という島は制覇されたとか。

―― ✈ 飛躍の世界に入ろうよ ✈ ――

「親の経験の中から『お前もやればできるよ』と言ったところで子供の自信にならない。『飛躍の世界に入ろうよ』とよく言っていました。子どもは『自分自身の経験』それも親や教師も絶対経験し得ない“すごい”経験を必要としているところがあります。海の上から見た夕陽や満天の星、豚の丸焼き、外国で観客を前に舞台に立って英語劇をする…またヨット航海は、皆で力を合わせ助け合わないといけない。その体験を通じて生きていること、仲間の素晴らしさに気づく」「子ども達の目は輝き、いっぺんに成長して自信がつく…」。

ヨット航海の話をされると、遠くを見る目になり、無邪気で少年のような表情になられます。

―― ➢ お好み焼き屋を開店 ➢ ――

独立と同時に、スタッフたちの食べて行く手段として「お好み焼き屋」を開店。何故“お好み焼き屋”か。「近所に自分が食べたいお好み焼き屋がなかったし、大阪人やしできるかな、くらいのことですわ（笑）」とのこと。「お好み焼き“ころんぶす”」は今年で20周年。地域一番店として繁盛し、横浜市内に根岸店・港南台店・石川町店・藤ケ岡店（姉妹店）と４店舗展開しています。ちなみにお好み焼きは、中がふわっとした生地でとっても美味しかったです。

―― ♤ 飲食を通して自立する卒業生 ♤ ――

３店舗の店長は、それぞれヨット航海時代からの生徒たちです。また、オーストラリアやニュージーランドでも、卒業生たちがコアスタッフとなり、活躍しているそうです。シドニーのたこ焼き専門店“コロ蛸”は、スタッフたちが独立して営業・開拓した店で、なんと、１日当り売上が平均7,000A$（50～60 万円）！「すごいよ。僕がやったんじゃなくて、生徒たちが独自でやったんですよ」「成功体験ができているのがいいんです」と嬉しそうです。金森さんが何より大切にされる「自主自立の精神」の反映でしょうか。沢山の卒業生が飲食を通じて自立しているそうです。

―― ☆ 時代とともに変化する若者支援 ☆ ――

驚くのは、幅広く沢山の事業をされていることです。現在されているのは、青少年の生活支援・就労支援・学びなおし支援、保育・学童、障がい者作業所運営など。グループ全体の事業予算は５億円、共同生活する若者たちは100名を超えています。いずれの事業も出会った青少年に必要だったからとのことです。

20年前は、不登校など思春期の一過性の課題を持った子が大半だったそうですが、現在は発達課題を抱えた人も多く、専門機関や行政などとの連携も必要になってきています。そのあたりは沢山育ってきた若いスタッフに「頭の下がる思い」で任せておられるとか。

―― ♘ Ｋ２の変わらない軸・共同生活 ♘ ――

そうは言っても20年以上寝食をともにし、修羅場をくぐって「生きづらさを抱える」若者たちの「生きる場」を作ってきた金森さんには、金森さんならではの言葉があるように感じます。

「僕がやってきた共同生活の手法は、万人に通用する方法ではないかもしれないけれど…」と断りながら、「“ひきこもり”というのは非社会的状態、つまり『社会的に死んでいる』状態だと思うんですよ。僕たちは、命を生き返らせる仕事をしていると思っています」。

―― ✐ 責任を持って解決する意思が大事 ✐ ――

「共同生活による自立支援ですから、まず親御さんの了解が必要です。僕たちのことを全面的に信頼してもらわないとできない」。次に「親が責任を持って解決しようとする人でないと引き受けません。そして子どもとの相性があります」。「24時間一緒に暮らすということは、きれいごとではできない。２時間、何かを教えるのとはわけが違う」。だから、「子どもを大切に思っていない場合は引き受けない。これはスタッフのためです。スタッフがいかに思いを持って子どもに接することができるかが一番大事。『お金をもらうため』などと少しでも思うとスタッフの気持が荒れるのです」。

―― ♡ 愛情を持って離す ♡ ――

K2に相談に来られるときには、ほとんどが第三者の支援者が関わらないと解決できない、例えば、家族が一緒にいるだけでお互い傷つけ合ってにっちもさっちも行かない状態になっていることが多いそうです。

親御さんに「覚悟を決めてください。本当に本心から子供の自立を望んでいるのなら、離すのです。愛を持って手渡すんです」と覚悟を迫るそうです。そして支援者が何度も通って、子どもとの信頼関係を作ってから、家族関係をリセットする。親・本人・支援者の三者が同じ思いでチームを組めないと難しいとのこと。

実際には、子どもを問題児にしているけれど、実は家族関係に問題があり、子どもが無意識に両親のことが心配でひきこもりに至った例も多いそうです。

―― ♣ 自立に至る４つのステップ ♣ ――

子どもが自立するには、“つらいのは自分だけじゃない”と気づき、そして４つのステップがあるとのこと。

①受容・安全・安心・楽しい(笑い)→②生活スキル(育てなおし・躾)→③社会に出るための武器装着(学歴・資格・経験など)→④ペイフォワード(恩送り期)

①で元気になるとすぐに③の「学校に行かせてください」という親も多いが、②④がないとすぐに折れるそうです。④の「ペイフォワード」というのは、自分が受けた厚意を次の誰かに渡すということ。「自分が何によって支えられ、何によって助けられたかを真剣に考え、次に何を支え、何を助けるかを必死で考えてその行動をしなさい」と言っているとのことです。

―― ◇ 信頼できる共同生活支援かどうか ◇ ――

最後に「共同生活は有効だが危険でもあるので、きちんと自分の目で見極める必要がある」とのことで、信頼できる共同生活支援かどうかの見極めは…

①情報公開がされている(いつ何どき訪ねて行っても、どの部屋・場所も見せてくれる)

②法外な金額を要求しない　③暴力を正当化しない

④環境が不衛生でない　の４点。

お話は尽きず、どんどん情熱的になられます。現在は、宮城県石巻市での支援活動に力を入れておられる金森さん。お話を通じて、ひきこもりの子どもたちに対する深い愛情を感じました。でも「子どもを救いたい」「社会的にいいことしよう」と思ったわけではなく、「自分がしたい！面白い！」を追求していたら、成り行き、偶然、あれ、いつのまに？という感じで現在に至ったとおっしゃいます。石巻のプロジェクトも、元スタッフが被災したため、その彼を何とかしたいという思いから生徒たちと一緒に支援活動を開始。ふとんやお風呂のある施設でないと長期の支援は無理と、被災から免れた家を購入、その元スタッフを再雇用し、拠点に。泥かきボランテイアのほか、炊き出しやコンサート、避難所の子どもたちと親御さんを呼んでのバーベキューなど多彩な活動をされています。金森さん自身が1600食の焼きそばを作られたそうです。

社会に馴染みにくい若者の自立支援
K2インターナショナルグループ K2 International Group
所在地：神奈川県横浜市磯子区東町9-9 K2ビル
TEL：045-752-5066　E-mail：info@k2-inter.com

大阪都構想を読む　～大阪市がなくなるけどそれでいいの？～

11 月 27 日は大阪市長選です。橋下徹知事は、それに合わせ辞職、知事選とのダブル選になりそうです。報道では知事と市長の対立かのような印象です。「大阪都構想に反対の大阪市幹部職員は降格させる」（知事）とのことですが、「大阪都構想」とは何なのか、正直言ってよくわかっていませんでした。にもかかわらず、否応なく11 月 27 日がやってきます。そこで以下、大阪都構想とは何なのか、少し考えてみました。　（ 税理士　林　幸 ）

****

上山信一氏がブレーン？

大阪維新の会のホームページ(以下、HP)には「基本的な思想や具体的政治指針は上山信一著『大阪維新』に記されております」とあり、HP 内の文章は、ほとんど大阪府特別顧問の氏の手になるもののようです。

上山氏で記憶に残るのは、関市政の改革推進会議委員長時代、「裏金問題、府は市に学ぶべし」など、府に対する痛烈な批判とともに、市の改革、中でも根こそぎ調査がいかに成功したかをブログで発信しておられたことです。その後平松市政になって間もなく、今度は市で過去の裏金問題が発覚しました。あれほど根絶したかのように書いておられたのは何だったのか、不思議に感じたことがあります。

大阪維新の会とは？大阪都構想とは？

HPによると、設立目的は「『広域自治体が大都市圏域の成長を支え、基礎自治体がその果実を住民のために配分する』地域経営モデルを実現することである」とあります。HPで繰り返し述べているのは、「大阪都構想は、住民サービスがどうなるかの話ではなく、広域行政を一本化し、権限と財源を集中し、世界の都市間競争に打ち勝つ大阪にすることだ」ということです。

大阪都構想(第１段階)は大阪市・堺市の解体

まず大阪市役所及び堺市役所を解体、府庁に統合、大阪都庁とし、大阪・堺市の重要な資産と財源(市税、地方交付税、その他事業収入)は大阪都に引き渡すことになります。「大阪市」「堺市」はなくなります。次に大阪市を８～10、堺市を３つに分割、特別区に。公選の区長と区議会を置き、基礎的な資産と財源を割り当てられます。大阪市では市税の61%を特別区に配分すれば中核市並みの財源が確保できるとのことです。

ー 大阪都構想のイメージ ー

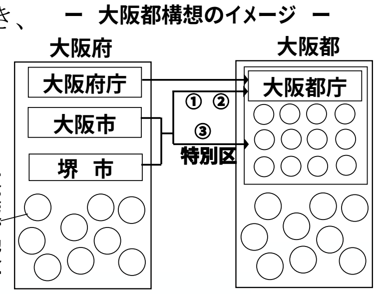

①大阪市、堺市を解体。財源を大阪都庁に。
②重要な権限、資産を大阪都庁に。
③基礎的な権限、資産を特別区に。
財源は都庁から配分。

大阪都構想(第１段階)はいつ実現するのか

大阪市・堺市の解体は平成27年４月までに行なうとのことです。マニフェストには「最終案を作るには公務員組織をフル稼動しても２年はかかる」とあります。また国会において過半数の賛成により「地方公共団体の組織・運営」に関する法律を変える必要があります。

メリットの住民自治をよくよく考えてみると…

マニフェストで強調されているメリットは、住民自治の確立です。ですが、「大阪都構想は大阪維新の一手段にすぎない。国からの独立を目指す地域の革命運動であり、権力を巡る戦いであり、敵は霞が関と永田町、そして大阪市役所である」とあります。

ということは、延々と権力闘争にあけくれ、膨大な時間と労力を浪費して、肝心の住民自治は置き去りにされるのは目に見えているような気がします。また、実現したとしても「(どの)区長を選ぶかによって区民自ら住民サービスを決定できる」、つまり選挙で選ばれた区長次第ということです。また、区議会で決める範囲は、与えられた予算の範囲で各特別区(例えば天王寺区・阿倍野区・西成区を合体)の地域内の住民サービスへの配分に限られます。

橋下知事“独裁者宣言”

時間も労力もかかる大阪都構想を実現するより、府と市が連携し協調することを私たち市民が促すほうが、二重行政廃止や広域経済対策も実現が早いのではないかと思います。

が、橋下知事は「今必要なのは独裁者」「民主的選挙による独裁」「大阪市の権力とお金をもぎ取る」と述べています。今回の府と市のダブル選で勝利すれば、大阪都構想が実現しなくとも、橋下知事の目的の多くは実現するということではないでしょうか。

知事は、あらゆる分野で競争原理と成果主義を浸透させる考えです。改革を推し進めるためには、情熱を持って断行できるリーダーが必要なのだと思いますが、はたして知事に白紙委任してもいいのでしょうか。

寄稿 福島原発事故 政府･東電統合対策本部レポート

～サポートメンバーとして感じた危機管理の課題～

衆議院議員　熊田あつし　様

３月15日、東京電力本店内に「福島原発事故政府・東電統合対策本部」が設置され、私もサポートメンバーになりました。半年経った今、その中で自分が感じたことを振り返り、その一端でもお伝えできればと思い寄稿しました。したがって、客観的事実の報道ではなく、あえて自らの経験に基づいておりますので、そのことはあらかじめご理解ください。

✤ まるで戦場の統合対策本部

３月19日の夜、先輩代議士から「すぐ東電に来てほしい」と電話が入り、私は岩手に向かう予定をキャンセル、東電に駆け付けました。入るとそこはまるで戦場で、40時間連続で不眠不休のスタート。その後も着替えで宿舎に帰るのみの生活が20日ほど続きました。

当初の仕事は各組織間の調整でした。「政府・東電統合対策本部」に関わるのは、経産省、外務省、防衛省、国交省、総務省、東京消防庁、東電、原子炉を設計した重電メーカー、大手ゼネコン、建設重機メーカーなど多岐にわたります。異なる指揮命令系統、用語、文化を持っている様々な組織が急ごしらえで原発事故という大災害に対応するのですから、随所に齟齬が生じます。例えば、原子炉建屋への放水は防衛省と消防庁の合同作業でしたが、両者は全く別の組織で共同作業の経験がありません。しかも指揮系統をどうするのか話し合う時間もありません。そこで議員が両者の間に入り、その調整を行うことになりました。

急ごしらえの組織で初めての事にあたる。ともかく力技で対応していく状態が続きます。マスコミ対応においても同様のことが生じていました。

私の居合わせた記者会見でこんなやりとりがありました。「プルトニウムは確認されているのか？」と質問する記者に対し、「中性子は確認されていない」と答える東電。“プルトニウム”について答えない東電に記者は質問を続け、押し問答の末、険悪な雰囲気に。この時、東電は答えをごまかしていたのではないのです。「プルトニウムを計測する機械はありません。しかしプルトニウムが存在すれば中性子が発生するので、中性子が測定限界以下であるということはプルトニウムがないと推測できます」と言えば良かったのです。記者に丁寧に説明するという視点の欠如から大きな誤解が生じたように思います。私たちはこの点も指摘し、記者会見での対応の仕方についてアドバイスしました。

✤ 原発事故対応ロボット

ようやくして落ち着いた後、私は、リモートコントロール化プロジェクトチームの担当となりました。事故現場へのロボット投入がその役割ですが、思うように進展しない状況に世間から批判を浴びながらの取組みでした。「何故、技術先進国日本の優秀なロボットを現場へ投入しないのか？」と。しかし、核兵器を持たず、原発の安全神話の中に生きてきた日本には、残念ながら耐放射線化されたロボットはありません。また、原発建屋は、放射線を遮断するため、分厚いコンクリートで作られています。そのため、ロボットを操縦するための電波が中に届きません。瓦礫を乗り越えていく走破性も求められます。更にはオペレーション後も、メンテナンスや充電・給油を無人化しなければ、ロボットを投入した意味がなくなってしまいます。

こういった様々な課題を乗り越えるため、私もロボット研究者の方々と一緒に福島第一原発と同型の浜岡原発を訪れ、実験を行いました。また、アメリカのDOE(エネルギー省)との会議にも同席し、多くの協力を頂きました。これらの取組みの結果、原発事故対応に耐え得る日本製ロボットが作動するようになりました。

✤ これからの課題

現場で一つ一つ問題をクリアしながら、事故対応は進みましたが、そこからいくつか課題が読み取れました。まずは、安全神話のもと、日常時において事故対応のありかたが考えられていなかったという根本的な問題。急ごしらえの組織、力技での対応も緊急を要する災害時には大きな課題です。また大きな方針を定める機能が弱かったように感じられます。目の前の原子炉冷却に囚われ、収束全体への大方針の決定プロセスにも検証すべき課題を残したと思います。

今回のことを教訓に、この国の危機管理に対する概念そのものを問い直さなければならない時であると痛感しております。

寄稿　雇用創出のための復興プラン策定事業に参加

西日本産業コンベンション協会　古賀　敦之　様

大学院時代からコミュニティにおける社会問題を研究している私は、地元九州に被災地の状況を伝えるために、内閣府の「被災地における雇用創出と復興プラン策定事業」に６月末から２週間参加してきました。

今回のプロジェクトは第一陣でしたので、企業への派遣や復興支援ボランティアへの参加など一通り現地での支援活動を体験するということに重点が置かれることになりました。

【陸前高田市の被災状況】

陸前高田市は人口24,246人の町でしたが、津波で3,614世帯が流されました。訪問した６月には、１万人の方が避難所や仮設住宅で生活され、お寺には1,000体を超える遺体が安置されていましたが、身元が分からない状況が続いていました。プロジェクトの結団式が開催された陸前高田自動車学校の田村社長からは「家族が見つかった時点で自殺される方がいるなど報道されないことがたくさん起きている。すべてを失った町の希望になってほしい」と激励されました。

【企業への派遣】

派遣された八木澤商店は、創業208年目を迎える醸造業で、食と社員と醤油を大事にする経営理念を掲げ、厳選した素材で作った醤油は海外でも高い評価を受けていました。本社と醸造工場を保有していましたが、被災ですべてを失うことになりました。当時の社長である８代目当主の河野和義氏は廃業を決意しましたが、大勢の励ましの手紙や資金提供の話を受け、長男に事業を譲り、事業を再建することになりました。社長や社員の皆さんからお話をお聞きするとともに、商品の片付けや秋田の会社からOEMした商品の搬入などのお手伝いをさせていただき、社員の皆さんにブランド化について議論させていただきました。常に笑いの絶えない社員のみなさんでしたが、ほとんどが親族を失っており、変わり果てた姿から遺体安置所での捜索も困難といった悩みを抱えていたり、精神的に参って睡眠薬などを服用している等のお話を伺いました。

【けせん朝市の支援】

ボランティア活動としてイベントプロデューサーを登録していたため、けせん朝市を盛り上げるように依頼を受けました。このイベントは、４月中旬より毎土日にWFP（国連世界食糧計画）のテントで開催されている地元の元気を取り戻すための朝市です。そこで、大学生と打ち合わせを重ね、出身地から商品を取り寄せ、販売コーナーを設置しました。朝市については課題も多く、支援物資があるので商工業者の商品に目もくれない人も多く、入り口では配給も行われており、飲食品が売れる環境になく、家庭用品や生活用品等の余剰支援物資を資金に交換するため、投げ売りで販売する等、支援物資の課題を見て取ることもできました。

【雇用創出のための復興プランの提案】

被災地での復興計画の議論も進んでいましたが、田村社長は復興に向けて民間の意見が反映されないことを危惧され、津波の被害を遺跡として残すプランを検討されていました。この津波遺産をどの程度残すのか、そして環境技術や防災研究を活かした未来に向けたプランについて議論を重ねました。

被災者の雇用については、新産業の創出や地域外への派遣を行いながら、並行して福祉や道路の維持などの公的事業を創出し、企業が復興するまで雇用維持をする地域会社の設立を提案しました。イスラエルのキブツや英国のワーカーズコレクティブ等の労働者サイドによる就業形態を模倣したもので、設置に向けて準備が進められています。

【被災地に行くべきかどうか】

よくこの質問を受けますが、短い期間だけでも現地に足を踏み入れ、報道されていない事実を見聞きし、被災者の方に少しでも寄り添っていただける勇気をお持ちであれば、ぜひとも伺ってもらいたいと願います。被災地の状況は、毎日変化しており、現地の状況を周囲の方に伝えていただくだけでも意義は大きいのです。

寄稿　思い出探し隊に参加して

保澤　孝彦　様

震災直後から放送される被災地の様子を観てじっとしておられず、家族や多くの方の協力を得て４月末と８月末の２回、宮城県南三陸町に出向いてきました。ボランティアを通し、町の人に接し、情報として見聞きすることと、心や体といった五感すべてで得ることの違いはなんと大きいのかを改めて認識しました。

被災地に初めて入ったのは夜でした。道路の瓦礫は道路脇に退けられ走りやすくなっていましたが、ヘッドライトに照らし出される道路脇に積み上げられた瓦礫が、今にも襲いかかろうとしている怪物のように見えて大変恐ろしかったのを今でも思い出します。

思い出探し隊という、津波で流された写真や思い出の品を綺麗に洗浄し、持ち主や家族に返すという活動に携わりました。海水で濡れた写真は脆くすぐに画が流れてしまいます。それを丁寧に刷毛やブラシを使い、思い出を一つでも多く、一人でも多くの方にお返ししたいという思いで丁寧に写真を洗いました。しかし二度目の訪問の際に、写真を展示しお返しする場所にも行きましたが、探しに来られる方も少なく、自分や家族の写真を探し当てても浮かない顔をされている方が多く、被災者のみなさんの傷が大変深く大きいものだという事を感じました。復興までは時間がかかることでしょう。

最初の訪問から4ヶ月経っても、瓦礫が移動され、荒れ地に草が生い茂っているだけでした。避難所が閉鎖され、仮設住宅を与えられて安全に住むことは可能になりましたが、安全な暮らしを得るまでにはまだまだかかることでしょう。ここ南三陸に限らず、他の多くの地域も同じだと思います。東北全体が完全な復興を果たすまで、今後も引き続きボランティアその他の方法で支援を継続していきたいと思います。

寄稿　希望をもらった「復興缶詰」

社会福祉法人長尾会　岡山　愉子　様

大阪府社会福祉協議会の研修生として、民間社会福祉施設が集めた義援金を届ける仕事に同行する機会を得、被災地の姿を見て言葉を失いました。その後、自分に何か出来ることは？と自問自答をしていた時、大学時代の講師から「ボランティアに参加してほしい」と誘っていただいたのをきっかけに５日間のボランティアに参加しました。主な活動は宮城県石巻市の石巻水産加工場での缶詰洗浄や、岩手県陸前高田市での泥かきや田畑の再生でした。

最も印象深かったのは、缶詰洗浄でした。震災発生から３日間ほどは自衛隊の物資も届かない中、食糧がなく、避難した住民が町に探しに出た時、瓦礫の中から見つけられたのがこの缶詰でした。「寒い日でした。食べ物もない中で、多くの住民がこの缶詰に助けられた」と現地の方から伺いました。この缶詰は『復興缶詰』と呼ばれ「この缶詰から復興・復旧をしていきたい」と話される工場長の言葉に作業に力が入りました。

活動の最中、震度６弱の大きな地震と津波が発生（幸いにも小さな津波でした）し、避難指示を受けた私たちは走って高台にある中学校へ避難をしました。走っている間に両親や仲間の顔が思い浮かび、避難できたときは皆で泣きました。改めて地震や津波の怖さ、命の大切さを知りました。

ボランティア活動は終了しましたが、たくさんの人と希望の缶詰に出逢い、前に進む勇気を教わりました。

今も余震が続く被災地では、ボランティア団体やボランティアと現地を繋ぐ社会福祉協議会や関係団体、そして何より被災された皆さんが負けずに希望を持って前へ進もうとしています。

震災から半年経った今も復興への道のりは遠いと言われています。大阪に戻った今、普段通りの生活を送っていますが、遠く離れた被災地のことを忘れず、支援する気持ちをいつまでも大切にしたいと思います。

いま 思うこと 伝えたいこと

★震災から、半年たって思うこと

日常の尊さをよく考えます。その日常を奪われた人々が今、沢山おられます。戻るには長い時間がかかるもの、もう元の日常には戻れないものがあります。それほどに日常は貴重で儚い存在だと感じます。

今回の震災を通じて思うことは、私もまた、その日常を失う可能性はいつでもあるのだということです。とはいえ、日常の些細な出来事でも激しく心をゆらす私にとって、なかなかその覚悟は難しく、その些細な出来事も想定外のように感じる自分がいます。それでもやはり、その覚悟とそれに伴う行動が必要だと思います。なぜなら今回の震災をきっかけに、私達の消費生活は大きく変わっていきつつあると感じるからです。その結果、どんな日常になるのかわからないけれど、変わりつつあるのだという覚悟が必要だと思います。

今、黙々と、取り戻すべく闘かっておられる方々の努力が、実りますようにと、祈らずにはいられません。

瀧川　華代　様

☆原発事故に思う

1970年代、日本各地では住民や漁民の強い反対運動にもかかわらず、原発が次々建設され運用されていった。私自身は深く運動に関わることはなかったが、使用済み核燃料を十万年単位で隔離して保管管理しなければならないことを主な理由として、反対の気持ちが強かった。十万年前と言えば、現生人類がアフリカを旅立ち世界に拡散し始めたころ、十万年はとんでもないと思った。その後産業界に身を置くようになり、核廃棄物の問題はさておき、エネルギーを確保するためには当面の間は多少のリスクがあるとしても止むを得ないと考えるようになっていった。だが、限りなく低いリスクだと思っていた事故が、起こってしまった。もはや早期に廃絶するほかはないだろう。しかし、再生可能エネルギー利用に移行する間、私たちはエネルギー消費を我慢できるのだろうか。幸いにも、この夏の電力消費は最大発電能力に対して多少余裕があったとのことである。余剰電力を蓄える設備を早急に整備すべきだと思う。何もリチウム電池に限る必要はない。重くて大きいが安価である鉛電池でもよいのだから。

加藤　純一　様

★哲学のない大阪維新の会

哲学のない団体は滅び、事業は破綻するというのが、私の信念である。橋下知事に率いられた大阪維新の会の綱領は、『広域自治体が大都市圏域の成長を支え、基礎自治体がその果実を住民のために配分する新たな地域経営モデルを実現する』ことを理念とするが、これは理念ではなく方法論に過ぎない。綱領記載の通り、『福祉、医療、教育、安心・安全等に係る住民サービスの向上こそが地方政府の存在理由』であるから、それを実現するための哲学こそが理念である。それにつき触れるところはない。また整備された規約もない。橋下知事は、メディアでの人気に支えられた単なるタレントに過ぎない。維新の会の活動は早晩破綻すると、私は考えている。

大阪都構想も、府の行政権限が政令都市に及ばず、府全体の行政計画を立てられない矛盾から、東京都に倣おうとするものであるが、東京都では、知事の権限が強過ぎ、暴走が止められず、築地魚河岸移転問題、新東京銀行破綻問題が発生した。行政の不能率は、暴走の抑止効果を持っているかも知れない。理念なき権限の集中には恐怖を感じる。橋下知事は、府庁移転問題で政治家としてミソをつけたが、安田弁護士懲戒請求問題や起立条例案問題等では法律家としての能力の限界を、はっきりと露呈している。

最後に一つ、歴史と文化に恵まれた大阪の知事でありながら、歴史と文化の掘起し、研究、史跡整備、次代への教育等に目を向けたメッセージを一度も発信していないことが、橋下知事に落第の評価を与える私の最後の根拠である。大阪の歴史が泣いていないか。

弁護士　四宮　章夫　様

☆「私が出来る被災地支援」

子ども達の自立を支援するネットワーク『のいえプロジェクト』http://sncss311.jimdo.com/（NPO法人申請準備中）の事務局を担当することになりました。

今回の震災で親を亡くした震災遺児は1529名にのぼります。まずは子ども達への暖かい支援が優先され、子ども達が成長し、教育を受け、安心して生活出来る環境を創ることが必要だと思います。『のいえプロジェクト』では、行き場を失った子ども達の「家を造ること」「親代わりになり子ども達を育てること」を目的としています。

10月1日には宮城県東松島市で「ムトーのいえ」が開所式を行い、福島県田村市には次の候補地があります。

地に足のついた活動で一緒に歩んでいく覚悟です。皆さんに募金活動のご協力をお願いしたいと思います。

NPO＜いい家塾＞　釜中　悠至　様

★上関原発と祝島その後

上関原発工事は一時中断しておりますが、白紙撤回になったわけではありません。3月11日後、山口県においても各市町村で上関原発計画の凍結などが議会で可決されましたが、当の上関町では否決。推進派議員はこの28年間原発ありきで、他の収入源など考え及ばず今さら原発なくしての町政など思いもよらないのでしょう…町民も、原発自体には疑問を抱いている人がほとんどですが、田舎の悪い所でもあるのですが、“今さら裏切るような事は出来ん！”という想いがあるようです。そしてまた推進派の町長が当選しました。

祝島を訪ねてくる人や移住したいという人も、今まで以上に増えてきました。今後も国の方針に注意しながら、上関原発立地白紙撤回に向けて、気を抜かずに頑張らないといけないと思っています。皆様のこれまで同様の応援を賜ります様、お願い申し上げます。

祝島　蛭子　聡　様

☆千年の島づくり

祝島ではこの１月に「一般社団法人・祝島千年の島づくり基金」を発足させ「祝島自然エネルギー100%プロジェクト（以下、100%プロジェクト）」をスタートさせました。（ http://www.iwai100.jp/ ）

先祖から受け継がれてきた豊かな海や山を活かした、身の丈で手づくりの離島的個性にあふれた持続力のある島づくりが目的です。豊かな自然を破壊する上関原発を誘致してまで、原発財源に頼った街づくりをしようとする人たちへの建設的な脱原発メッセージでもあります。自然エネルギーは、地域エネルギーと置き換えてもよい概念かもしれません。単に電気エネルギーを原発から太陽光や風力などに切り替えるのではなく、電気に劣らず重要な生活エネルギーである食料など、さらには人的エネルギーとしての介護や育児、伝統文化（神舞、石垣棚田など）、循環型農業や一本釣り漁業を活かした体験型グリーンツーリズムなどの自給を目指す地域興しプロジェクトです。他力依存の無いものねだりではなく“あるもの探し”で足元の資源を活かした手づくりの地域活性化と言ってもいいでしょう。

投稿してくださった多くをやむを得ず割愛させて頂きましたこと、ここにお詫び申し上げます。

3･11福島原発事故は、脱原発だけではなく、エネルギー浪費型生活からの脱却を求めています。小さな離島・祝島での100%プロジェクトは、所詮は少し大きな離島でしかない日本にとってもその意義と重要性は共通するのではないでしょうか？

祝島　氏本　長一　様

☆東日本大震災後の情報を世界に

3月11日、帰阪途中の私は、羽田行きの電車の中で転覆するかと思うほどの揺れを経験。ようやく2日後に大阪に戻ると、外国の友人達からの安否確認メール。有り難いことです。「原発の事故で大阪の影響は」と聞いてくる。友人達は仕事やボランティア活動を通じて親しくなった人たちなので、日本の事は知っているほう。世界の多くの人たちには仔細なことは分からないことを痛感します。そんなことを思っているときに、京都大学の元防災研究所所長の岡田教授から、市民レベルの目線で見た窮状を世界に発信してはどうだろうかという提案がありました。実際に被災地で働いているボランティア３グループから情報を得て、豊中で国際交流に関わっている主婦グループが英語に翻訳し、岡田教授の協力者グループが編集後、WEB上に載せる。

以下、被災者のつぶやきの一部を紹介します。

☆寝ても寝ても寝られる。今になって疲れが来てるのかねえ。バイクもない。道もだめ。お店もねえ。だから家で眠くなる。今までそんなことなかったのに。

☆神戸の時は何もしなかったのに、神戸の人たちが来てくれて。あの時は助けてもらったからって。これを経験しなかったら一生、人は一人で生きてるんじゃないってわからなかったかも知れない。だからよかった。どこかで災害があれば絶対に行く。悲しいことでは涙出ない。優しい言葉かけてもらうと涙出る。

被災地の日々の営みから出た真実の声をぜひ、世界の人に知ってもらいたい。悲しみ苦しみの共有だけでなく、現実の厳しさの中にあるささやかな喜び、一条の光をも知ってほしい。皆様も知り合いの外国の方に、このホームページを見て頂くようにお勧めください。

「Voices from the Field 」（http://voicefromfield.com）

グローバルとよなか　見満　紀子　様

Key for Success

第17回KS経営研究会

ＫＳ経営研究会は、「開業支援講座」「よくわかる！経営基礎講座」（講師林光行・幸）修了生のみで構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。

今回は、25期修了ほやほやの瀧沢俊こと蒋雋（ショウ シュン）さんの発表です。中国国家一級点心師の蒋さんは、12年前の来日以来、上海食亭（しゃんはいしょくてい）・上海食苑（しゃんはいしょくえん）・外灘紅緑灯（わいたんほんりゅうどん）の名店の味を創ってこられました。そして今年点心と上海料理のお店「海上明月」をオープン。「皆さんのご意見をお願いします！」と蒋さん。（小林　実愛）

☆★ 国家一級点心師への道 ☆★

元々電気技師になりたかった蒋さんは、そのためにアメリカ留学を志望されていました。ところが、費用が掛かり過ぎるということが分かり、また天安門事件の影響もあって断念。高校の校長先生のお父様、ピアノの先生のお母様ということで、ご両親の蒋さんへの期待は、先生か会計士でした。ところが蒋さんは、進学するより国家一級点心師をなさっていたクラスメイトのお母様のところへ弟子入りすることを選ばれました。上海での修行はアルバイトから始まり、幾店か勤めながら、まずは三級取得です。その後 STR 国際株式会社（STR は上海・テレビ・ラジオの略。日中間での文化交流の促進事業を行う国営会社。副業で飲食店も経営）が経営する1,000㎡以上という巨大レストランで認められ、1998 年、普通は 10 年かかっても簡単にはなれない国家一級点心師に見事合格されました！

☆★ 日本への道 ☆★

蒋さんのお祖父様は医者、お祖母様は看護婦で、戦前、仙台で 18 年間暮らしておられたそうです。お祖母様から日本の話をよく聞いていた蒋さんは、いつか日本に来たいと思っておられました。

STR国際株式会社の日本支社で点心の店を開店することになり、派遣された上司の要請により1999年４月、49 時間余りも船に揺られて来日。天満市場の中の 4.3 坪の屋台店舗を見た時はびっくり！初めて覚えた諺が“郷に入れば郷に従え”だったそうです。日本の習慣や食文化も解らないまま、豚まん中心で点心の店「上海食亭」を開店。そんな中、蒋さんがどうしても作りたかった小籠包（しょうろんぽう）を始めると、それ目当てのファンが出来、テレビにも取り上げられ人気店となりました。

その後難波の「外灘紅緑灯」にて、開店以来料理長として腕を振っておられました。

「外灘紅緑灯」退職後、一刻も早く奥様と一緒に自分たちのお店を持ちたいと探していたところ、今のお店を見つけたときは感動したそうです。そこはワインセラーのあるお洒落な雰囲気の素敵なお店です。実は上海では中華料理店には、モダンでお洒落な店が多いそうです。そして今年３月 21 日念願のオープンへ！

店の名の「海上明月」は中国の唐時代の詩人、張九齢（ちょうきゅうれい）が読んだ「望月懐遠」の最初の一節「海上生明月」から取られました。意味は遠く離れた愛しい人も今同じ月を見ているのだろうかと、少し切ない思いを詠ったものです。又、後ろから読むとなんと「月明りの上海！」。

☆★ 熱いディスカッションと色んなヒント ☆★

さて、恒例のディスカッションは、お客様に来ていただく為にはどうすれば？と、今のお店の問題点を解消するヒントを、グループに分かれて語り合いました。

- インターネットの活用（ブログやツイッターで今日の仕入や趣味のオーディオの話の書き込みをする）。
- ＴＶや雑誌の取材を受ける。
- 顧客管理の徹底（来店後日にお得情報の案内状を出す。裏（特別）メニューの提供や中国文化での演出等）。

共通していたのは、何と言っても「蒋さんの人柄がいい」。「小籠包は最高！」という意見です。そして、長所を生かした「味で勝負」がやっぱり一番だと思います。

※初めてご来店下さった本誌読者の方には小籠包又はお好きな点心を一品、コースメニューの方にはドリンクを１杯サービスさせて頂きます。（by 蒋）

〒530-0052 大阪市北区南扇町 7-27
TTH 東梅田 1F　TEL 06-6926-4266
「海上明月」 店主　蒋　雋（瀧沢　俊）
http://www.kaijoumeigetsu.com/index.html

【 第26期 よくわかる！経営基礎講座 】　於：A’ワーク創造館　http://www.adash.or.jp/
☆日時：「事業構想編」平成 23 年 11 月８日～12 月６日 18:30～21:00 毎火曜日全５回（受講料 25,250 円）
「事業計画編」平成 24 年１月 17 日～２月７日 18:30～21:00 毎火曜日全４回（受講料 20,650 円）

Awareness for New Actions ～新しい行動への気づき～

ANAセミナーを受講して

❒自分を変えたいと思っているときに、ＡＮＡセミナーに出会い参加しました。今までの自分は、何かわからないものに怯え、できない…自信がない…とすぐに思っていたので、いろんな物事を楽しむことができていませんでした。「やらされている」と思うのではなく「自分が選んで決めたんだ」と思うと、自然とわくわくする気持ちがでてくることに気付きました。『私の人生は私が主役』。毎日、自分にエールを送りながら楽しみたいと思います。

今西　沙智　様

❒ＡＮＡに参加したことで、私が得た価値は、自分に正直に生きるということです。今まで心で感じたことを素直に表現しないで、頭で考えてばかりでした。本当の自分を表現することは、何か恥ずかしく、人に嫌われるのではないかという恐怖があったのだと思います。しかし参加して、自分に正直に生きるということは、本来の姿であり、素晴しいことであると気付いたのです。今まで色んなものを一人で背負ってきましたが、感じたことを素直に表現していいんだ、自分は一人じゃないんだと気付いた瞬間、背中がスッと軽くなったのを覚えています。正直３日間、新しい気付きを得るために必死でした。それは何処に落ちているんだろう、誰が与えてくれるんだろうと。けどそれは、自分自身の中にあったのかもしれません。紹介して下さった方々に感謝の気持ちでいっぱいです。そして一人でも多くの方がＡＮＡに出会い、自分の人生を歩んでくれることを願っています。

田中　雄介　様

❒“自分が嫌い”“自信がない”そう思っていました。でも「自分を好きになってあげな誰が好きになってくれるの！」と言われたことがなぜかすごく胸に残り、最終的には自分自身でＡＮＡの参加を決めました。この３日間、最後まで逃げ出さないで参加できてよかった！　ＡＮＡに参加できて人の温かさに気づくことができました。人の温かさにふれることができて不思議と自分が嫌いじゃなくなった。そう思えることがなんかすごく楽しいです！　あたしの周りにはあんなにたくさんの人たちがあたしを思ってくれて、心配してくれて…そのことに気づけてあたしはほんとに幸せです。

磯辺　文果　様

❒「ＡＮＡセミナー良いよ。受けてみない？」と言われ、気になっていましたが、今回やっと受講することが出来ました。セミナーの最終日に、「ＡＮＡを受けた翌朝が一番ステキ。すごく世界が変わるから。」と言われたことが、今はっきりと分かります。

観念のカタマリであった自分が、今まで自分を苦しめ続けていたのだと思います。私にとってＡＮＡセミナーは『命を伸ばしてくれたきっかけ』でした。またうっかりとガチガチの観念を構築して、自分で自分の首を絞めてしまわないよう、観る習慣をつけます。

粉川　知也子　様

❒ＡＮＡセミナーに参加して、少しでも自分を変える“モノ”を見つけられたらいいなと思っていました。今まで自分を見つめることなどなかったので、凄く苦しかったです。「自分はどんな人間なんだろう？人に好かれないと生きていけない。」と、自分の気持ちを殺して、相手の顔色ばかり見ていたんだと改めて気付き、これが観念だとわかりました。観念が自分自身だと思っていました。

この３日間、私にはすばらしい時間でした。新しい自分に生まれ変わった感じがしました。止まって、観て、気づくが凄く大切なんだと思いました。もう観念は私じゃない。もっと自分を大切にしていきます。

兼頭　京子　様

Awareness for New Actions　ANA（アナ）セミナーのご案内 ～人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っておられる方のためのセミナーです。大切な自分のために、ほんの少し時間をあげてみませんか♪～

✧2011年11月ANA✧
日程：１１月３日(祝)・４日(金)・５日(土)
会場：林事務所セミナールーム
費用：７万円(林事務所からの紹介は６万円)

✧2012年2月･5月ANA✧
２月１０日(金)・１１日(祝)・１２日(日)
５月　４日(祝)・　５日(祝)・　６日(日)
お問合せは 林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770

第７３回経営倶楽部のご案内

第７３回経営倶楽部では、「中小企業の営業力強化」と題し、小坂井重樹先生にお話いただきます。先生は営業一筋、特にプルデンシャル生命では本社執行役員常務として営業の第一線を率いてこられました。30 年間に亘り 1,200 社以上の中小企業と付き合われる中で、大手企業に比べ営業部門の教育・訓練が大幅に立ち遅れている実情を痛感されたそうです。

今般、プルデンシャル生命を退職されましたのを機に、中小企業に必要とされる『強い営業』を創るための、「現場が受け容れ易く、かつ実践で使える営業力強化方法」を広めることをライフワークとして活動を始められました。先生には、平成 16 年 10 月にも経営倶楽部でご講演いただきましたが、そのときのパワーに満ちた講義は大反響を呼びました。昨今の厳しい経営環境の中、営業力ＵＰは営業部門に限らず全社員に求められているのではないでしょうか。

ぜひとも、皆様お誘い合わせの上、お越しくださいますようご案内申し上げます。

□ テーマ　「中小企業の営業力強化」～社員の営業力ＵＰこそ生き残る道～
□ 講　師　株式会社　ケン　コンサルタンツ　代表取締役　小坂井　重樹　氏
□ 日　時　平成２３年１０月２２日(土)　講演会：午後１時３０分～５時　懇親会：午後５時３０分～
□ 場　所　講演会：たかつガーデン（EL:06-6768-3911）　□ 会　費　講演会：5,000 円　懇親会：4,000 円

❖次回の第 74 回経営倶楽部は、平成 24 年２月４日(土)　経済評論家　泉　和幸　先生に“2012 年の展望と課題（仮題）”と題してご講演いただく予定です。詳細は開催１か月前のＨＰをご覧ください。

お問い合わせは　⇒ TEL 06-6772-7770　⇒ E-mail y-tanaka@share.gr.jp（担当：田中,丸山,小林）まで

≪ 新公益法人制度　個別相談会（無料）のご案内 ≫　弊事務所では、『移行申請などの個別相談（無料）』を随時開催しております。新制度における移行認定・移行認可の申請書作成など、あるいは、既に認定・認可取得しているが事業区分又は会計処理などについて専門家の意見を聞きたいとお考えの法人様はご連絡ください。

お問合わせは　⇒ TEL 06-6772-7748　⇒ E-mail y-tanaka@share.gr.jp（担当：田中）まで

≪ 社会福祉会計簿記認定試験 のご案内 ≫　第７回認定試験は、平成２３年１２月４日(日)実施予定です。申込みは１０月２１日（金）まで。詳細は「NPO 福祉総合評価機構」http://www.fukushi-hyouka.net/　をご覧ください。また、当試験に向けた「直前対策講座」が大阪社会福祉研修センター主催で開催されます。試験の出題範囲にあわせた各１日集中（9:00～16:30）コースです。併せてご案内させていただきます。

編集後記

☆学力世界一のフィンランドでは、人口520万人に対して350人の教育学の専門家からなる国家教育委員会が、教育現場を支援するための情報提供等を行なっています。また教育現場を支援するのが行政の役割で非常に柔軟な対応をするとのことです。

教育にとって最も重要なのは、先生の意欲、生徒の学習意欲であり、そのためには自由が欠かせないと、人事や教育内容等ほとんどの裁量権が学校現場にあり、先生は授業をするだけでよく、沢山のスタッフが先生を支え、また先生に対する評価制度も、他者と比較する生徒に対するテストもありません。能力別クラス編成をやめ、低学力の生徒を手厚く援助する…などが特徴です。まさに「競争やめたら学力世界一」（福田誠治著）です。

橋下知事の教育政策、特に教育基本条例案は、フィンランドの教育と真逆ではないでしょうか。

☆フィンランドの教育についてシェアリングレター(35号)を書いたとき、特に印象に残ったのは「落ちこぼしを作らない」ということです。その後、白水さん(14p)のフィンランド視察の話を聞くと、それは、子どもが落ちこぼれると、生涯にわたって多大な社会的損失が生じるとの共通認識があるからだとのことです。自立して働くのと、働かずに生活保護を受けるのとでは雲泥の差というわけです。だからこそ「子は国の宝」と本気で、一人の子も落ちこぼさないよう早いうちに手厚い支援をするし、若者の自立支援に多額の予算を投入するのです。

日本では先生は、雑用に追われ、さまざまな家庭環境の子どもや保護者対応に追われ、大変だと聞きます。

先生の職務を軽減すべく、支援体制を作り、「社会を支える市民」になることを目標に、「落ちこぼしを作らない」教育を皆で一緒に取り組みませんか。（ＹＵＫＩ）

公認会計士･税理士　林光行事務所
大阪市天王寺区生玉寺町1-13サンセットヒル
〒543-0073　http://www.share.gr.jp/
TEL06-6772-7770　FAX06-6772-7740

公認会計士・税理士　林　光行
税理士　林　幸
税理士　古田　茂己
税理士　林　竜弘
中小業診断士　前田　有太可
公認会計士　塩尻　隆夫
公認会計士・税理士　小幡　寛子（非常勤）

☆次号は 24 年 3 月出稿予定です。「今思うこと、訴えたいこと」など、どしどしお寄せください。⇒info@share.gr.jp
☆なお、購読料をカンパして頂ける方は林光行事務所の郵便振替までお願い致します。⇒口座番号 00950－3－14499